

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」による「推進会議」の設置について

平成 20 年 3 月 26 日
千 葉 県

1 条例の趣旨

千葉県にお住まいの障害のある方は約 24 万人。人口の高齢化や社会環境の変化により、今後、障害のある方の数は、ますます増加するものと思われます。こうしたなか、誰もが、加齢や疾病等により、体の機能が低下していくことを考えれば、障害のある方の暮らしやすい社会づくりは、全ての人々の共通の課題でもあります。

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、行政や、事業主、団体、個人など、様々な立場にある皆様にご協力いただき、障害のある人に対する誤解や偏見を解消するとともに、日々の暮らしや社会参加を妨げているハード・ソフトのバリアを解消することにより、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために制定された条例です。

2 推進会議について

(1) 条例の3つの仕組み

障害のある人もない人も誰もが暮らしやすい地域社会づくりの取組みを進めるため、この条例では 3 つの仕組みを定めています。

個別事案解決の仕組み（障害のある人の相談に関する調整委員会）

個別のご相談に対し、県内の各地域で相談員等が問題の調整・解決にあたります。また、知事の附属機関である「障害のある人の相談に関する調整委員会」が助言やあっせん等を行ないます。条例施行後、2 月末までに、267 件の相談が窓口寄せられています。（資料 3 参照）

誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組み（推進会議）

障害のある方のほか、幅広く事業者の皆様にもご参加いただき、障害者用駐車スペースのマナーの問題や、目や耳の不自由な方に情報提供する場合の配慮の仕方など、個別の相談では解決が困難な課題について、解決に向けた取組みを話し合い、その成果を幅広く県内へ発信します。

障害のある方に優しい取組みを応援する仕組み（表彰・情報提供）

例えば点字メニューのあるレストランなど、障害のある方のために頑張っている事業主などの取組みを広く県民にご紹介します。

(2) 分野別会議について

「推進会議」を効果的に運営するため、条例では、推進会議に5つの「分野別会議」を設置し、それぞれの構成員から具体的な提案をいただき、その実施等について協議いただくこととしています。

(参考) 分野別会議

福祉サービス・医療・情報提供、 商品・サービスの提供、 労働者の雇用、 教育
建物・公共交通機関・不動産取引



3 会議の進め方について

調整委員会からの課題提起

個別の相談事案に対する助言あっせん等を行なう「障害のある人の相談に関する調整委員会」から、相談事案の調整を通じ把握される課題を「推進会議」に投げかけていただきます。

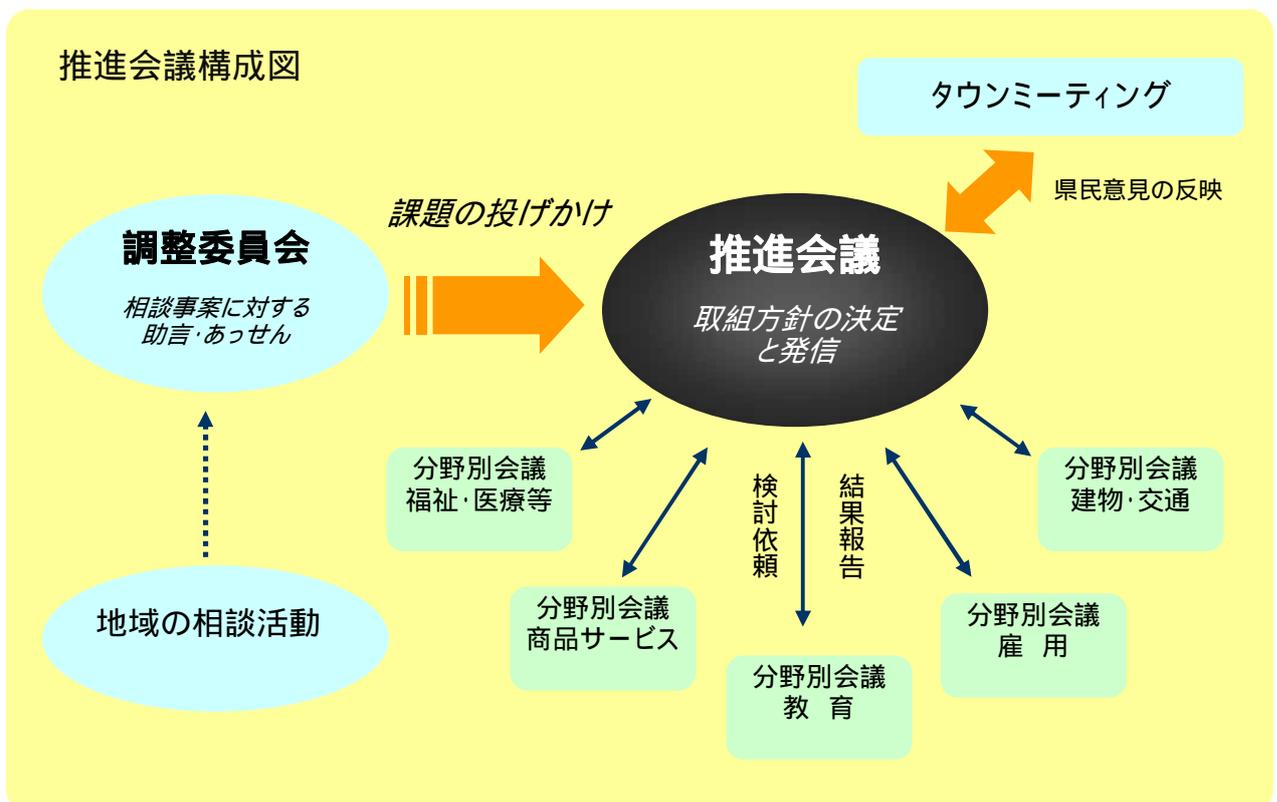
推進会議の協議と分野別会議での検討

推進会議においては、取り組むべき課題の優先順位を協議し、優先度の高いものから順次、分野別会議で検討を行ないます。なお、分野別会議は、検討テーマに即し、推進会議のご協力をいただきながら、適任と思われる方々に委員をお願いします。

また、分野別会議における検討と平行し、タウンミーティングを開催し、県民の意見を具体的な取組みに反映させていきます。

取組み方針の決定と普及啓発

分野別会議の検討結果を踏まえ、推進会議では課題への取組み方針を協議、決定するとともに、その実施について各方面に働きかけます。また、その取組みについて、広く県民に普及・啓発します。



4 優しい取り組みを応援する仕組みについて

(1) 表彰・情報提供について

障害のある人もない人も誰もが暮らしやすい地域社会をつくるためには、障害のある方に対する理解を広げる必要があります。

このため、本条例では、障害のある方に優しい取り組みをしている方々の表彰や、県民への情報提供について定めていますが、その選考や広報等について「推進会議」のご協力をいただきながら進めていきたいと考えています。

(2) 施策提案型事業について

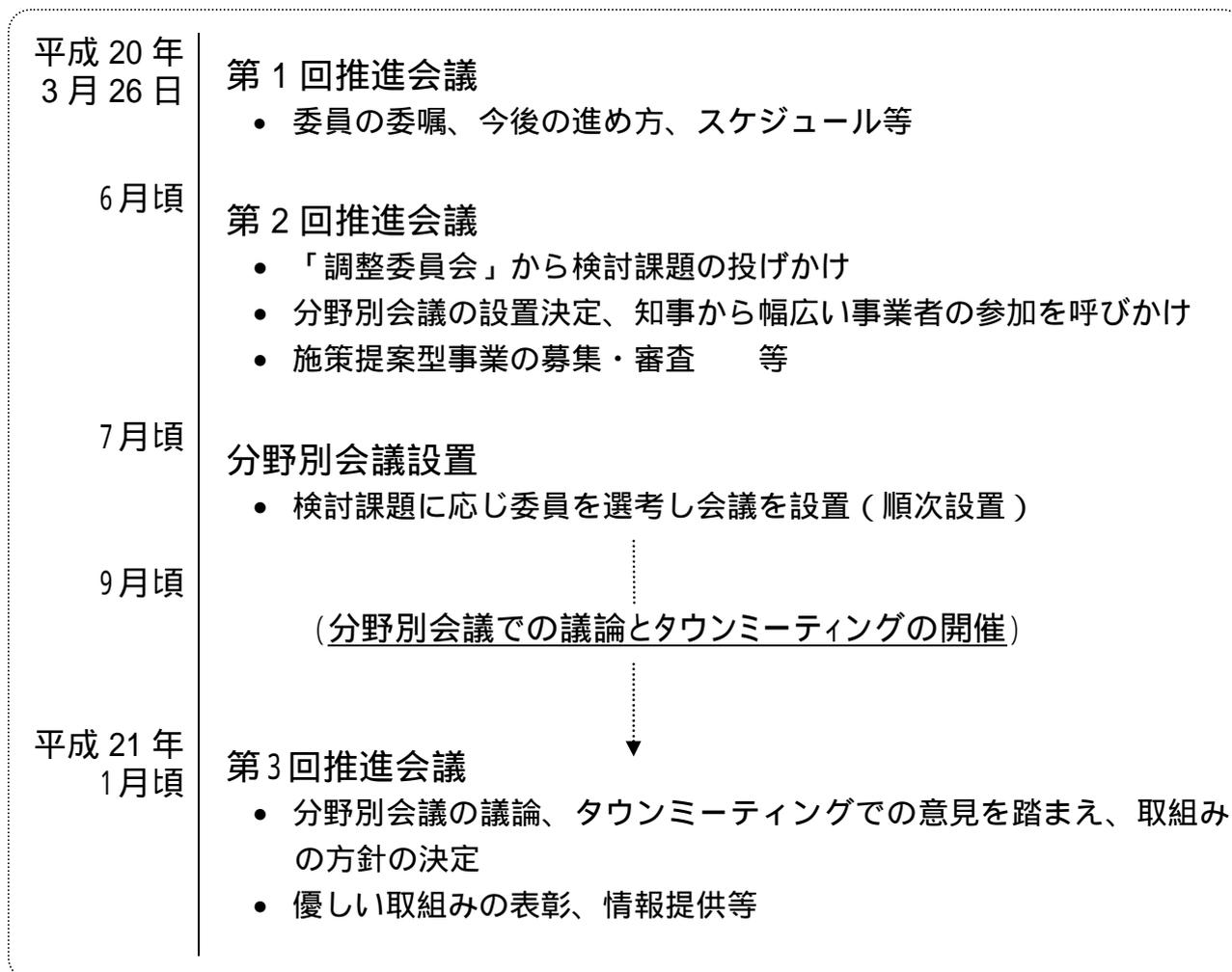
また、条例による取り組みを進めるためには、多くの県民の皆様にご参加いただくことが重要です。そこで県では、平成19年度、障害のある方に対する理解を広げるための施策提案型の事業を県民から公募し、5つの事業を採択しました。

平成20年度においては、事業の募集、広報・普及などについて、「推進会議」のご協力をいただきながら事業を進めていきたいと考えています。

(参考) 施策提案型事業一覧(平成19年度) 応募22件中 5事業を採択

応募者名	事業名	事業の概要
(社)市川市医師会	医療機関に対する条例趣旨の啓発事業	医療関係者が障害に対する正しい知識と理解を深め、適切な配慮を行えるよう、小冊子を作成し、医療関係者に配布する
(株)千葉薬品 (ヤックス スーパーマーケット)	知的障害をお持ちのお客様に、不自由なくお買い物をしていただくための接客、及び売場等を改善する事業	知的障害を持ったお客様がスムーズに買い物ができるように、研修を受けた従業員や分かりやすい売場案内・表示等を設置したモデル店舗で実践を行い、ノウハウを取りまとめ普及する
(社)千葉県歯科医師会	障害者の歯科受診バリアフリー化事業	障害のある人が円滑に歯科医療を受診することができるよう 1 歯科医療関係者に対する講演会を開催する 2 障害者を受け入れる一次歯科医療機関リストを整備し公開する 3 障害者と家族に対する歯科受診案内リーフレットを作成し配布する
バリアフリーまつど市民会議	バリア・バリアフリー体験教室&やってみようまち探検実践推進事業	心のバリアフリーを醸成するため、誰もがバリアフリーマップを作成できるバリアフリー点検マニュアルを作成し、ノウハウを普及する
市川手をつなぐ親の会	「条例」を医療に生かし、自閉症や知的障害のある人達と医療機関とのよりよい関係を求めていくための事業	障害のある人が医療機関にかかりやすく、また安心して医療を受けられるよう 1 自閉症や知的障害のある人の医療に関するセミナーを開催する。 2 パンフレット「障害のある人と医療機関とのよりよい関係を求めて」の作成し配布する

5 今後のスケジュール(案)



(参考) 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(抜粋)

第三章 推進会議

(設置)

第二十九条 県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人及びその支援を行う者、次条第一項に規定する分野における事業者、障害のある人に関する施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者並びに県の職員からなる会議(以下「推進会議」という。)を組織するものとする。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(分野別会議)

第三十条 推進会議に、次の各号に掲げる分野ごとの会議(以下「分野別会議」という。)を置くものとする。

- 一 福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野
- 二 商品及びサービスの提供の分野
- 三 労働者の雇用の分野
- 四 教育の分野
- 五 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野

2 分野別会議は、次の各号に掲げる事項に関し協議を行うものとする。

- 一 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する差別の状況についての共通の認識の醸成に関すること。
- 二 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための、構成員によるそれぞれの立場に応じた提案に基づく具体的な取組に関すること。
- 三 前号に規定する取組の実施の状況に関すること。
- 四 調整委員会と連携して行う、前項各号に掲げるそれぞれの分野における差別の事例及び差別の解消のための仕組みの分析及び検証に関すること。

3 分野別会議の構成員は、基本理念にのっとり、相協力して障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組の推進に努めなければならない。

第四章 理解を広げるための施策

(表彰)

第三十一条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、基本理念にのっとり、県民の模範となる行為をしたと認められるものについて、表彰をすることができる。

2 知事は、前項の表彰をするに当たっては、調整委員会の意見を聴かななければならない。

3 地域相談員及び広域専門指導員は、第一項の行為をしたと認められるものを知事に推薦することができる。

4 知事は、第一項の表彰をした場合は、その旨を公表するものとする。

(情報の提供等)

第三十二条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための民間の取組について、県民への情報の提供その他の必要な支援をすることができる。